



発行・編集 東成瀬村議会局
東成瀬村議会 事務局
印刷 増田印刷所
(株) 増田印刷所

新年を迎えて

村議会議長 伊藤 誠也

明けましておめでとうございませう。輝やかなしい新春を迎え、先ず皆様のご健康とご繁栄並びに東成瀬村の益々の発展を心からお祈り申し上げます。

去る五十三年は、オイルショック以来続いた不況によって、きびしく、不安のうちに明けましたが、景気浮揚に力点を置いた政府予算に依りまして、公共事業等も大巾に伸び、幾分回復に向つて来たと思われております。明けた、五十四年は皆さんにとつても、議会にとつても更に良い年であつてほしいと願つてはおります。

五十三年度は三月末までであるものの、当村では、役場庁舎や開発センター、椿川小学校、老人憩の家等の建築関係や、村道林道の改良に、農業基盤の整備等、多くの工事が施行されましたが、審議過程で村民雇用、村内業者育成更には生活基盤確保が先決とされる論議も多くありました。

農業政策については、水田再編対策と云ふ名のもとに、食糧制度崩壊を恐れ、きびしいものであつたが、その負担に対して協力を求めて参りましたが、関係機関の指導のよろしきを得、かつ皆様の理解も戴きまして、一四四%と実績は上つたものの、果してこれが良い

のかと考へておる次第です。畜産については、道路や観光等によつて、狹まされる赤牛、飼料高に悩まされる黒牛等、議れるは先進地視察等によつて、複合経営の重要性については認識し乍らも畜産センターの赤字等を考へれば一般畜産農家の苦勞も並々ならぬものが伺えます。議会に皆さんの意見要望をどうしお寄せ下さい。

この四月には統一地方選挙がございます。村の発展は皆様の公正な判断によつて樹立します。自から、その責任を持つて、その行動を確め選んでこそ良い行政がなされるとも願つておられますので宜しくお願い申し上げます。

東中体育館暖房効果

委員長報告(概要)

九月定例会に於て動議として出された「東成瀬中学校体育館暖房効果調査」につき、当教育民生常任委員会に付託され、継続審議となつたものですが、その後委員会にて審議したところ、調査の名目で相手に出頭を要求する事は、地方自治法第百条調査となることから、その時点で出頭を求めることが出来ない事を判断した。このような事から、自治法第百

九月定例会に於て動議として出された「東成瀬中学校体育館暖房効果調査」につき、当教育民生常任委員会に付託され、継続審議となつたものですが、その後委員会にて審議したところ、調査の名目で相手に出頭を要求する事は、地方自治法第百条調査となることから、その時点で出頭を求めることが出来ない事を判断した。このような事から、自治法第百

九時三十分火を入れ、外気温マイナス二度、室内一度、十時、外気温マイナス二度、室内五度、十時三十分、外気温マイナス二度、室内十一度、十一時、外気温0度、室内十二度、十一時三十分、外気温0度、室内十五度となりました。

以上調査の経過と結果はこの様な事になりましたので付託された当委員会としては、体育を目的として設計、建設された体育館である。又、マイナス二度で二時間たいて十五、六度になること、村執行部及び設計者が改善に努力した経緯をみるに、本調査の目的が達成されたとの結論になりました。

しかし、本村のような村では、体育館は勿論の事、多目的に使用する事を前提として設計すべきと考え、今回の暖房効果がない事については、設計ミス責める事は勿論であるが、本事前になすべき村執行部と設計者の綿密な協議検討がなされなかつた事がその主因と思われまふ。

この体育館暖房のみならず、諸事業実施に当つては執行部はもつと事前に調査検討を加へこのよふなことのないよう要望して報告いたします。

五十三年十二月定例会の一般質問は、本会議二日目の二十一日、佐々木喜代松議員、後藤作議員、佐々木二郎議員、柳邦夫議員の四氏によってつづこんだ質問がなされた。

一 般 質 問

水田再編対策



本年度の達成と今後の対策は

問 先日、村長施政の中で、水田再編は多くの困難の中で目標は達成されたとのことでありましたがその中味と明年度以降の取り組みを伺いたいと思っております。

答 先日の村長施政の中で、水田再編は多くの困難の中で目標は達成されたとのことでありましたがその中味と明年度以降の取り組みを伺いたいと思っております。

この余り米対策は農家はもとより農協の苦慮も大きいことだと思

ます。

報道によれば、県は来月に新年度の割当て指示することです。どう対処するかは今のところ明確でないかもしれないが、村の農業指導、振興にどう取り組むものか伺いたい。

また、今回補正予算に計上された推進交付金の配分について基本的な考えを伺いたい。

答 水田再編対策については内々お話ししてありますが、五十三年度の実績は関係機関並びに農家の方々の努力と協力により、指示面積二十七haに対して四十二・二haの達成で百四十四パーセントとなり関係機関、農家の方々に深く感謝するしだいです。指導方針としては、関係機関及び諸先生方の指導を得ながら農家の所得向上という前提として、大豆、小豆または飼料作物等所得の多いものを奨励品種といたしまして、また、国、県、村から特別補助金がでる集団転作を極力進めた訳であります。

この転作は面積にして十六余haとなり村内で二地区が奨励費をいただいたことは皆さんと共に喜ぶべきことだと思っております。

五十四年度の施策については、五十三年度の短所は切り捨て長所はますますのばすように極力皆様と努力しまして農家所得の向上を第一としてがんばっていききたいと思っております。

次に、今回議会の審議をいたたくべく総額三百四十八万九千円の

農業振興費に補正計上されている

訳ですが、これは、水田再編協議会、また、議会の協議会の中で農協組合長さんより、本来は事務的経費であるが、農家所得のいくらかでも向上という意味で村で使用しないで農家へ還元して下さいという申し出があったことを記憶しております。それをふまえてありますし、また、水田再編協議会にもお話しした訳であります。結果この金は一俵当たり百円と転作十

a当たり三千五百円のとを合わせて三百二十九万円ながしてですが農協または登録業者を通じて農家個々に還元するということが予算計上した訳です。また、稲作展示圃補助三万円は椿川の農家の方へやるもので、大豆反取向上補助十六万一千円は事業主体を主とする補助金で、農協へ還元するということが予算化したものであります。

明年度以降の施策に対しては、今までお話ししたようなこと、新農機その他様々な制度上の問題で例をとれば基盤整備の一番遅れている滝ノ沢地区その他農道関係等予算関係は少しも心配しておりませんが農家の協力が一番大切だと思っております。議会は勿論のこと農家の皆さんの協力を得まして農家所得の向上にがんばりたいと思っております。

転作率達成理由は

問 水田再編対策の達成率は百四十八パーセントと上まわったようですが、全国的に目標を上まわったのは何だったのでしょうか。それは重工業を優先させそのかわり農畜産物を押し付け外国からの農産物の輸入と米過剰宣伝とペナルティいわゆる罰則付の転作の強行にあったことは間違いない事実です。

大きく上まわった事実については農林省としては、国、県、市町村農協団体、農家などがよく理解して積極的に取り組んだため、またこれまでに近い百七十万トンと固定したため腰をすえて対応できるようにになった。特定作物指定や地域ぐるみの計画加算を設けたためなどと言われています。

しかし、農家はどのように理解したのだろうか。政府が徐々に食糧制度の改定の動きを示してきたなかで農民は肌で稲作を守らねばならないと考え、転作も止むを得ない。同時に農家相互の連帯心が働いて転作を引き受けたのではない。このような理解と努力にもかかわらず予定した一千七十万トンという生産量を大きく上まわり秋には七百万トンとも言われる余剰米が出るとして今後更に大きな問題が予想されています。

このような情勢の中で今農家、特に出稼き者にとって大きな不安

は来年度の米作減反計画、転作作物栽培などのような方向で進もうとしているのか。当然村として固定期間の二年間に對し農家の立場に立つた計画が必要であると思つて今後どのような方針でのぞもうとしているのかお伺いしたい。

〔答〕 水稲対策については、先程助役が申したことで私の考えも尽きるが、ただ、数字的に大幅に達成したことが果して重工業のしわ寄せのためだということに対して私は全面的にそうは思つておりません。なお、ペナルティということばが出ましたが一概に罰則ということではなくして、農民の責任においてということが底流にあるのではないかと解釈しています。

色々な問題を残しているが当初申し上げましたが、例えば、トマトの場合は輪作ということも考えなければいけない。そうなる新しい土地を求めなければならぬこと、或いは、てっとり早くと言ふことで稲の青刈りに取り組んだ方もある訳ですがその後の処理についてはその農家の取り組み方が薄弱でなかったかという反省もある訳です。その他土地の転換については、裏付け等もありますし、そういうふうな制度を利用することで防止できるのではないかと思つております。出稼中に営農設計を立ててきて下さいと簡単な通知を出しているが、出稼期間中の水稲対策指導は農協さんともよく相談し考えてみたい。ただ、この村

として根本的に取り組む姿を皆さんの知恵を拝借しなければいけないと思つておりますが、この土地に合った作物、需要度の高い作物高価に売れる作物ということを考える訳ですがなかなか考え易いと思つておりますが、管理、転作というものを大幅に取り上げることによつてこのようなことも可能だと思つています。

転作率オーバーについて

〔問〕 転作率百四十四パーセントの数字には色々論議がありますが、要は非常によい成績であつたと言ふことでしたけれども、皆瀬村の場合は百パーセントジャストと、県の方針程度だつたと記憶しております。本村のように百四十四パーセント、つまり、二十七haの割合に對して四十ha以上もやるのが行政の指導なのか、現在稲作以上の収益の上がる作物のないこの村において、二十七haであるならばきちり二十七haを合意の上で実施するのが行政の眞の指導と思つていますが、この点についてお考えをお伺いしたい。

〔答〕 百四十四パーセントの達成率ということでは、当初予定しておりませんでした。なんとかして目標を達成したいとの念願でしたが、結果としてこのような数字になつ



たということとはさまざまな要因があるのではないと思われれます。今考えるところでは、例えば、湿地を持っていて稲を植えても容易によつて補助というふうなことも大幅に裏付けされるということである程度でんびんにかけて転作ということもあるのではないかと

思つております。大幅に達成したことに対してもう少し調べてみたいと思つております。

〔再問〕 転作関係につき一番聞きなかつたことは、二十七haの割合に對して四十、二haもやつてい

うこのような数字の結果をみれば、途中で面積の集計なりをして、青刈りまでしなくてもよいと指導すべきでなかつたかと思つてます。結果的には四十haやつて所得の減少は明らかなことで、転作に對する根本的な考えをお伺いしたい。

〔答〕 転作の達成率が増えたから喜んでおるといふ表現ではなく、達成してもらつてありがたかつたという意味です。達成率が増えたから東成瀬村に優ぐうするということでもないし、農家の実態からすれば、お説のとおりすれ線の線

で達成するのが平常の場合が一番いい訳ですが、ただ、百策一歩進めて考えた場合に本場に稲作にかわる定着するよふな有望なものがあるとするは、あくまで水田再編成という時の流れを背負つての制度でございますので、大幅に増えることもまたいいのではないかとさればといつて現在急にそういうふうなものも見つかりませぬもの

部落有地つづれ地に對する補償金について

もあるだろうと、パーセンテージの上昇、将来に向つても割まし目標を決定して流すということもはさけたいと思つてます。

〔問〕 公用地に利用される部落のつづれ地の補償金に對する還付については、かねて議案審議の際該当条例がないとかの事例もありましたので一定しない現況にあると思つてます。けれども、全額交付であれば別として慣行利権の上からも該部落に還付が必要でありますし、今後国道改良も含み当面の住田線の進行につづれ地のつづれ地が年々増加するものであります。その都度場当たりの措置では公平をしする裏も考えられますので、条例の制定で処理するものと思つておりますが、見解をお伺いしたい。

〔答〕 国道用地、公用地のつづれ地による部落還付については、分収林の場合には百分の二十を部落に還付するといふ条文がありますが、つづれ地の場合は条例にないこの面の議入は公共施設に充當するものであると原則として部落還付はただ今のところ考えておりません。ただし、その時の事情状況においては考慮する必要があると思つております。

保育年令の

引き下げについて



問 保育年令引き下げの要求は年々高まってきております。また、村民の教育要求が高まる中で、集団保育の要求も当然出てくる。これらの要求を実現しようとすれば色々な問題がある訳ですが、どのような対策を考へてるか、また県として許可保育所への切り替えの方向で考へてるようですがこの村に適した保育年令引き下げに対し住民を含む協議会態勢の確立が必要でないか合わせてお伺いしたい。

答 保育年令引き下げは非常に重要な問題になってきている。特に幼児自身が生活的な意志、能力を表現せないためそれだけその対策に慎重な配慮が必要になってきます。村としてもその実態を把握するため、五十年度に幼児を持つ家庭のアンケート調査を実施してあります。その対象家庭二百四十四戸、児童数二百九十四人でしたが回収率百パーセント。五歳児五十三人、四歳児四十三人、三歳児四

十四人、三歳児未満百四十九人でありました。保育所の本来の目的である保育に欠ける子供、つまり家庭でみてやれない三歳児未満の子供は四人おりました。

村では、辺地保育所の名称で四歳、五歳児を入所させている訳でこのアンケートの結果に関する限り、三歳児未満児の大半は家庭でのびのびと育てられていると推察できる訳です。また、アンケートの中で、質問者のおっしゃるとおり、集団生活を体験させることが殆んどで、いわゆる保育に欠ける子供というものから一歩打破しなければならぬ状況でありますし補助対象というふうな規定の中でもそんなに厳しいことは言ってもらえない訳で、公立保育所としての施設整備を年次計画で取り上げて、五十四年度用地取得というふうなことで、財政等の関係もありませんのでそれらを十分検討して進めてまいりたい。

また、この他に調査すべきでないかということですが、保育所母の会に対してアンケート調査を実施しましたがお金を出してよいから給食を望む声が多かったことと、他町村でもご飯を持参しおかず給食している例がありますので関係者と検討してみたいと思っております。

上野沢流路溝

工事について

問 上野沢流路溝については、かねて概要は助役から伺っておりますが、新年度においてどう対処するか伺いたい。

答 流路溝工事については、現在水路の路線変更要望が二件、用地の未同意者一名おります。これらを早急に解決する必要があります。なお、五十四年度計画は用地を買収し着工は五十五年を予定しているようです。

学校プール

建設について

問 プール建設にき、年度計画で建設されることになってるが、一向にはかどらない。去年の同じ質問に対しては、用地の確保したところから建設することでした

が、しかし、統合により人数が少なくなった学校に対するプール建設は考えざるを得ないと答弁もあつた。学校当局としては、プールのない教育は考えられないというふうな言い方をしていました。また、用地確保で用いますと、東中などは用地が確保されていますしこれなどは今直ぐできることだと思ひます。これに対しお伺ひしたい。

答 東中、岩井川小プール建設を予算化すべきとの主旨のようですが、河川の汚染が急速に進んでいるようです。事故防止の面からプールは必要だと痛感しております。岩井川小の場合は用地取得の問題があり、これが解決しなければならぬが五十六年度位に建設したいめどにしています。

中学校のプールは今検討中ですが、五十四年度予算についてご審議していただきたいと思つております。

岩井沢林道

開設について

問 岩井沢林道開設について、昨年の十二月議会に対する陳情以後の経過もありませんし、落部および関係者の協力も十分と思うので、是非とも明年度思考下さるよう見解を伺いたい。

答 この岩井沢林道は、現況九百メートルあります。その地点は沢

が二つに分かれたところまでです。これについては補助事業で計画するつもりです。五十四年度は測量調査費を予算化し、百パーセント用地同意をいただいてから県の補助事業として採択あれば五十五年度から着工したいという計画です。

沼又、御台堰の

工事について

問 本年度六月、議会において村内視察をしており、現地において課長に当時の豪雨による泥流の処理と当初計画も問題がありましたが以後の処理が不十分なためこのままでは来春の耕作にも支障をきたす現状と伺つておりますが来春早々完全な施策を切望しお考えを伺いたい。

答 御台堰工事につきましては、今年の夏の豪雨で被害を受け使用できない状態でありまして、来春早々施行する計画であります。

城下線、八寺線の

舗装について

問 岩井川地内の城下線及び八寺線の一部舗装工事につき、測量実施について伺つておりますが、長い要望事項でありますのでお考えを伺いたい。

答 城下線は延長二百三十メートル

ル、これは五十四年度で幅員五メートルとして改良工事する計画であります。

過疎の意味、住民との対話について

八寺線については、予算編成時点で考慮したいと思っています。

問 私は、村の人口の推移をみるに過疎の状態にあるのではないかと思っています。一般的には過疎と言っているようですが、昭和三十五年から今年までの間に一千六百六十一名の人口減となっておるようです。これは年間平均九十五名の減少で大変な問題です。そして幼若年層の減少と中高年層の増加の傾向にあり、これは過疎地域の特徴とも言える現象です。こうした情勢の中で村長は過疎だと言われております。このことは言葉の意味からも政治的にも重要な意味をもっているものと思ふ。私は数人の方々から村長から突然過疎と言われて驚いている。どういふことだろうとそういうふうにも言われております。是非その真意を明らかにしてほしい。

過疎に続いて、最近直訴とも言われているが、こういう言葉には土のにおいが感じられない。官僚主義的な言動としか思われない。事実として例を上げらば役場庁舎、開発センターの入口段階などはその一つであり、これは完成したからしかなかったが、長い今建設中の老人憩の家など、長い階段がつき「老人憩の家」と看板

が出されたら人々は驚くに違いないと思ひます。議会としてもこのようなことがわかっていたら予算は認めなかったかもしれない。つまり、今更言葉をどう使おうとそこから出てくるのは官僚的な発想でしかないと思ふ。ついでにお伺いしたいのは、村長に対する直訴はできるだけきけるようにとのことですが、これは言葉はとも角として仕事に忙しいという事である。これは逆に言えば行政需要が増した事であるとすれば一般住民は、ますます村長と話す機会がもてない。そこで年に一回ないし二回村長が部落へ出て座談会などをもちたかどうでしょうか。これは方々から話があり、特に今話しを聞きたいと思つてゐることは財政問題のようです。計画をなさつてみてはどうでしょうか合わせてお伺いします。

答 本当の過疎とは、鳥取県や島根県のように家は建てたまま残し田畑は草を茂らせた状態で一家あげて村を離れることをいうと本で読んでいたことがあります。ところが本村はそのようなことはまれであつて、人口は減少しているが今言つたような過疎ではないと、村で

は耕作面積が少なくいわゆる五反百姓であり、挙家離村する人から田畑を譲られて規模が大きくなつた人もあるのでそういう地域においては過疎というのではないかと表現したのであつて、農家が離村して行つて専業農家が増えればいいとの私の考えではなかつたのもしそのような考えの過疎といふ解釈であれば誠に心外であります。

次に、住民との対話の件ですが町村によつては長との面会日などをもつて座談会をやつてゐるところがあります。お説のとおり私の村ではやつておりませんが、これもなかなか難しく、長の都合のよい時は部落、部落が要望したときは長が出られないということが他町村にも沢山あるようです。部落へ行つてみると一人か二人しか集まらず座談会ができない例もある訳で、何もそれを拾ひ上げてやらないのではありません。是非ともという場合は積極的にもちたいと思つてゐます。ただ申し上げたいのは毎日が面会日であり、どこで行き合つてもそれが座談の場所であり、集会は村民の声を聞く大きな機会といふそれを活用したいと思つてゐます。

村の建物の階段は官僚的のこのとですが、決してそのようになつて役場だけでなく、積雪地帯の建物として役場だけでなく大柳小、克雪センター、今回できた椿川小も二階が玄関であります。老人憩の家に

したけれども傾斜をゆるくしてこちらの建物との関連を考えよういふふうにした訳です。私は努めて官僚的なおのいな行政をやりたいと思つてゐます。

危険地区解消について

問 岩井川の城ノ下の危険地区解消の件で話し合いがもたれたと聞きました。私は行政広報無線事業の議案審議の際に、無線施設もよいが危険地区の解消が必要でないかと申しました。これに対し無線施設だけを進めてる現状ですが、危険地区指定はそれなりの理由があつてのことと思つてゐる。いつまでそのままにしておくのかということ。あの附近数戸の移転は容易でないことだと思ひます。その上、そこでは新築確認もとれないといふような話も聞いております。住民の安全確保の上からどのような解決方法があるのか地元部落と急いで話し合い調査する必要がありますのではないと思ひます。また、移転候補地を斡旋する用意があるかもお伺いしたい。

答 危険地区指定の理由は、ガケ地に接近した地区で、ガケ地崩壊等の危険が著しく、傾斜度三十度以上の場合で、城ノ下地区、俗称ガニ沢といふところから五百メートルの区域が指定されており、傾斜度は四十度です。建築許可についてはガケ地になるべく離れると

いう条件つきで建築許可ができることになつてゐます。なお、この移転については国から補助がありますし、村からも要項をそろえまして補助をやるという計画であります。ただし、現時点ではこの地区の指定は解消されることは考えられません。

再問 危険地域解消は今のところできないといふことだが、傾斜が急なため他に理由があるのか、上の水路からの漏水のため危険だとのことも言われた。これは漏水を止めれば解消されると思われがどうか伺いたい。

答 遠藤堰の改修は受益者が主体であり、この水路は非常に老朽化しており受益者から要請があれば土地改良法の助成制度がありますのでそういうことで改修も考えております。

色々お説のとおりであります。危険とわかつてゐるそのまゝにしておくすじではないと思つて、直ちに調査させその後の手を打ちます。

問 定時制高校は、以前村外からも入学志願があつたほど勤労青年の唯一の場として、しかも、何百人もの優秀な人材を送り出してあります。その後は校舎、体育館等

定時制高校の将来について

定時制高校は、以前村外からも入学志願があつたほど勤労青年の唯一の場として、しかも、何百人もの優秀な人材を送り出してあります。その後は校舎、体育館等

の新築であらゆる教育環境が整備され内容も充実し、さる五十年頃は全日制昇格の気運も高まり期成同盟会も充足されましたが、ここ一、二年のうちに急速に入学者が激減し、本年度は入学者二名、五十四年度入学者志望は皆無の状態にあり閉校もよきないものと思われ

ますが、これを存続、定着させる努力が必要と思いますが、お考えをお伺いします。
〔答〕 定時制高校は、働きながら学び村の後継者育成の村内唯一の高校教育の場であり、生徒数は昭和四十九年の八十八人をピークに年々減少してきており、現在は一年生三八人、二年生十五人、三年生六人、四年生二十人の計四十四人です。聞くところによると来年度入学者希望者は一人もなく、三月に四年生が卒業すると二十四人しか残りません。これは全国的なもので、秋田県でも次々と廃校となつて、残つて定時制高校は二十三校と聞いております。増田の定時制高校は十文字校廃校後、増田へ収集されても二十八人でございます。県ではこのような先細り現象に対し、全県三箇所秋田東高校、大館東高校、横手東高校をセンタースクールとして運営するような計画のようです。今までの例では連続二年入学者ゼロの場合には募集を廃止して在学している生徒が卒業した時点で廃校になるというケースです。県立高校でありますので、今の時点で私がかはつきり

入札のあり方について

将来どうなると、申し上げることはできないことで、要は、志願者ゼロにしないで続けていくことにより、廃校処分になるような心配はないだろうと思いますが、いずれ不安な状況にあることは事実です。

〔問〕 入札のあり方についてお伺いしたい。

今年、肴沢部落に竣工した農村集落生活館の工事の例をあげ質問いたします。総工費は一千二百万円で、本体工事は設計額で九百九十八万円、村の入札は最低価格を落札価格とするはん例のようですが、今回は、或いは異例かもしれませんが九百九十八万円に對して、十六パーセントもおとした価格が落札されたことを知りました。しかし、こういう結果、差額をみれば果して弱体工事でないかと心配されましたが、検査も通り立派な建物ができましたので、心配したことは無駄なような気がしました。落札者は村内業者であるが、実際工事に当たったのは村外業者であります。大きい学校とか国道とかでき得ないところもあると思いが、できるなら村内業者育成の面からそうあるべきと思えます。入札は競争入札であつてもやは

り予定価格に最も近い線を基準としたならば頼む方、頼まれる方も安心して価値のある仕事ができると思ひますし、景気浮揚、村内業者育成からも重要と考えますので見解をお伺いしたい。

〔答〕 入札関係について、村の入札はお説のとおり、予定価格を下さる最低入札者が落札しています。予定価格の何パーセントが基準かということですが、予定価格は設計価格の何パーセントかという意味でないかと思ひますが、それは私の方では基準は設けておりません。肴沢会館について申し上げますと、設計額は九百四十五万七千円、それに対し二パーセントおちの九百二十六万円が予定価格であります。それに対し落札額は七百九十八万円となり、予定価格の八十六パーセント。設計額に対し八十四パーセントとなつております。基準はありませぬけれどもできるだけ設計価格に近づけた予定価格を設けたということが今までの考へです。業者は前もって積算して自信をもつて入札に臨むわけで、結果についてはとやかく言うすじ合いてないと思ひます。入札は今ままで殆んど指名競争入札をとつております。指名に當つては、県のリンク付け、職歴、使用人とか機械量とかをきんみて安心して入札者が工事ができる態勢をとつております。入札に當つては、予定価格が設計額より余り差をつけな最低限度額制をとらない予定価

東小改築、給食センター、民俗資料館について

格に近いものとせず、最低入札者制を採用しております。業者はできるだけ、村内業者を指名することを基本にして進んできておりますし、今後もその方向を続けていきたいと思つております。

〔問〕 東小改築とそれに関連する給食センター、民俗資料館整備の見通しについてお伺いします。

大柳小、岩井川小、今年は椿川小の移転も終り授業も開始されまた、中学校も統合され近代的な環境で勉強にがんばっていることと思ひます。残る東小も村の振興計画では五十四年度に建設となつておりますが、あくまでも計画であらうかと思ひますが、いずれ改築の見通しがあるやいとお伺ひします。なお、学校給食も見通しがあると思ひますが、岩井川小の災害後は中学校の三校と合併の形で東小施設で供給しております。時代の変せいに、米の消費は大と米飯給食が全国的に実施の傾向にあります。村でも週二回雄平、酪農への委託により米飯給食を実施しておりますが、年々児童減少の折込率上からも米飯給食の全村一センター実施も可能と思われま

すのでこの点お伺ひします。また、民俗資料館も旧中学校に仮住まいとなつておりますが、東

小改築の見通しがあるとすれば仮住まいの旧校舎移転のことも考えられますがこのこともお伺ひします。

〔答〕 今年度は、椿川小、来年度は村営プールを建設したいと申し上げましたが、東小については五十五年度までには改築をしたいと今のところ考えております。

東小を現在の位置に建てるとすればその間どうするかという問題がでてきますので、できれば隣の中学校のあと地利用ということを考えています。現在の小学校の延長は、五十八、二メートルありますが、それから、定時制のところに側溝がありますが、そこから体育館まで四十一、六メートルあります。その差十六、六メートルある訳ですが、中学校の跡地を利用するとなりますと中に廊下をとつて教室を両側にするというようなことを考えればあの跡地に小学校がはまるのでないかと考えの中にあります。或いは一部三階建というふうな事も考えますが、設計

の段階で検討したい。
給食センターのことで、東小とからむ問題で、東小と平行して一箇所に給食センターとして造りたい構想をもっております。

民俗資料館は、今は仮展示ですがあれを新たにしなければならぬ訳で、五十六年あたりに永久的なものを建てたいと思っております。

農協倉庫建設地について

問 農協から三月議会に陳情のありました、旧庁舎あと地と定時制高校前の倉庫敷地の交換につき質問したい。

現在、旧庁舎うしろに老人憩の家等ができて問題外になりましたが、余り米の保管場所が四苦八苦しているのが農協の現状です。今年の農協総会において倉庫建設を向こう三箇年の増資計画も議決され初年度分は目的が達成されました。建設は来年六月頃発注予定ですが建設地は今のところ暗中模索ということですが、できるだけ農協に近い所にしたいため、予定は来年になっていきますが、一・二年遅くても組合員に不便のないよう、業務面からも近いところと考へ、お伺いします。

答 農協関係については、はつきり述べる資料を持っておりませんが、要望もありましたし、どこかいい場所に建てさせたいものだと強く考へております。ここだという場所決定はみておりません。これは役場一存で決めるわけにはいきませんし、色々な人々との協議の場をもつて質問者の希望をふまえ、より適切な場所に建設する方向に皆さんと共に検討したいと思っております。

五十四年度

事業構想は

問 一月以降、五十四年度予算編成に入ると思いますが、新年度の主な事業を含めた予算の構想を伺いたい。事業を行うとなれば地方交付税、起債に頼るしかない我が村の場合、住民が平等の権利があることは言うまでもありません。なお、先日の東中体育館暖房調査報告にもあるとおり、事業の計画に対し事前の調査、研究の不完全が多くあるように思われます。行政無線予算も執行部ベースで措置した一千八百万円が突如来年度にまわす。しかも、その理由は電波の割当が遅れるとか、国の補助規則が単年度事業に対するため二年度にわたることができないとか、このように不勉強の何ものでもないと思ひます。この事業は部落で要望したものでないの、来年に越しても不平不満はないと思ひうが

ブル使用料

未収金について

答 今聞かれたことに対し資料の持ち合わせがなく概略を申し上げたい。今年度予算規模は現在十三億四千万円、しかし、五十四年度は大きな事業がないので十億円内外にとどまるのでないか。前にも申しましたが今後は予算の平年度化の方向に向かっていくのではないと思ひます。五十四年度に計画しなければならぬ事業はたくさんある訳ですが、県に提出した五十四年度村重点要望事項から拾ってみますと、①村民プール②大柳簡水③県小規模土地改良(手倉地区)④防火水槽四基⑤大柳林道開設(白滝林道から大柳橋の間)、となつておりますが、この他については今後色々検討して決定したいと思ひしております。

問 ブルドーザー使用料未収金につき、五十二年決算書のブルドーザー使用料の未収金が三百五十万四千円となつており、監査意見書にも断固たる措置を要望するとありましたが、これは、五十二年決算においても二十八万二千円の未収金があり、そのほか五十

三万八千円というものを不納欠損としておしております。この点については議会でも色々議論して審意見として全今回と同様の要望をしております。普通、指摘を受けたならば回収に努力し次の年は少なくなるのが当たり前と思ひますけれども、逆に五十一年度比に五十二年の方が六十八万二千円も多くなつていて、これは議会及び監査意見等もまったく無視している結果と思ひます。このことについて、監査委員の要望している断固たる措置について村長はどのような考へをもつておるかお伺いします。

とも米飯給食の日数を増やしておるようですが、週一回の米飯給食をもつと増やす計画はないものかそれと、農家は余り米があり困つています。家から弁当だけ持たせおかずだけの給食はできないものか、それにより給食費軽減になると思われしますので、教育長の考へをお伺いしたい。

おかずだけの給食は

問 米の消費拡大に伴つて各町村



答 現在、パンと牛乳には県から補助があるが、米に対しても県の給食会から普通値段の三十五パーセント引きで入り安くできるが、弁当持参でおかずだけでは補助関係上可能かどうかは即答いたしかねます。この間、中学校でアンケート調査したところ、米飯を増やしてほしい三十二パーセント、めん類三十八パーセント、パン三十三パーセントということで、子供達は必ずしも米飯を望んでないということです。一年生の女子などは米飯を希望するのはわずか四パーセントにとどまっています。いずれにしても、今後色々折衝して五十五年あたりからはできるだけにしたいと思ひます。

温泉ボーリングについて

我が村にはこれとした観光施設もなく、半年通行不能な須川温泉のみですが、最近、県内でも数町村でボーリング等により温泉保養所を開設しているようであり、わかし湯でも結構と思うので、我が村でもこうした村営の施設を考へてもよい時期と思うので村長の考へを伺いたい。

今年の三月議会でも、観光事業の一つとして冷泉分析などもしてはどうかということに対しては村長はさっそく実施することとしたが今だに報告がありませんがこのことに対しても伺いたい。

〔答〕五十一年度で深度一メートルで村内三地区を調査しております。滝ノ沢地区は最高温度二十三度、最低マイナス〇・五度、合居川地区最高三十五度、最低マイナス〇・八度、豊ヶ沢は最高三十五度、最低マイナス〇・七度です。豊ヶ沢、合居川から冷泉を採取しまして分析を依頼しましたが、その結果は、両方もも沢水が混合しております正確な分析はできないということでした。

皆瀬地熱開発所の岡田所長から豊ヶ沢の現地をみていただき、深度一メートルで三十箇所調査したが、これだけでは判断できないということでありました。三メートルのパイプでの調査指示があまり

した。また、放射線検査をしてみたらとのことで、九月二十一日にやりました。この調査は、冷泉有質層の割れ目の構造がどのようになっているかを調べるもので、五メートルボーリングした場合水温が三十五度なら六十度あっても水が出てくる割れ目があればボーリングしても噴出してこないの

で、放射線検査は地層の構造を調べるのが目的です。本村では沼又、合居川地区が魅力ある所だから雪が消えたら現地探査してみたいということでした。滝ノ沢地区を秋田の衛生科学研究所に依頼し、その結果は、成分含有率で滝ノ沢二百四十七ミリ、不動沢二百二十八ミリ、若宮二百九十八ミリとのこと

です。これは、温度二十五度以上で含有率が一千以上であれば有望であつて、小安地区はそれに当たるとのことです。四百からある場合でもその他の条件があれば可能性はあるだろうが、現地踏査してみなければはつきりしたことは言えないとのことで、私の方でも是非とお願いしてきました。

選管委員・補充員を

再任

村選挙管理委員長より、五十三

年十二月二十二日で任期満了する村選挙管理委員及び補充員につき、議会で選挙されるよう通知があり、十二月定例会議で選挙した結果、現委員及び補充員の方々が再任されました。なお、任期は四年となつております。

・村選挙管理委員

佐々木 倉吉 滝ノ沢
谷 藤 幸雄 岩井川
佐藤 米吉 平良
高橋新太郎 五里台

・村選挙管理委員補充員

佐藤 良徳 岩井川
菅野 道雄 滝ノ沢
菊地 洋一 手倉
吉田子之助 田子内

日程と

審議した

議案

(12月定例会)

第一日(十八日)

本会議

- ・会期の決定
- ・諸般の報告
- 議長報告、村長施政、月例出納検査報告、五十二年度各会計決算報告
- ・議案上程、提案理由説明

〈議案等審議〉

- ・報告・昭和五十三年度東成瀬村一般会計補正予算(原案承認)
- ・東成瀬村議会の議員の報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)
・東成瀬村一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)
・決算特別委員会付託

・昭和三十二年度村一般、国保(事業)、国保(施設)、簡水、農業機械、十文字学生寮各特別会計

昭和三十二年度村一般、国保(事業)、国保(施設)、簡水、農業機械、十文字学生寮各特別会計 本会議
議案説明 本会議
一般質問(質問者 四名) 本会議
陳情審議 四件 本会議

第三日(二十一日)

本会議

- ・昭和三十二年度各会計原案認定
- ・決算特別委員長報告
- ・昭和五十三年度村一般会計、国保(事業)、国保(施設)簡水、農業機械、十文字学生寮各特別会計(原案可決)
- ・建設機械購入契約の締結について(原案可決)
- ・東成瀬村立学校条例の一部を改正する条例(原案可決)
- ・湯沢・雄勝広域市町村組合規約の一部を変更する規約(原案可決)

- ・諸般の報告
- 議長報告、村長施政、月例出納検査報告、五十二年度各会計決算報告
- ・議案上程、提案理由説明
- ・報告・昭和五十三年度東成瀬村一般会計補正予算(原案承認)
- ・東成瀬村消防防災無線施設工事請負契約について(原案可決)
- ・教職員定数の抜本的改正に対する意見書の提出について(原案可決)
- ・選挙管理委員及び補充員の選挙について

議会日誌から

10/18	由利郡本荘地区議員大会
10/23	遺族連合会地方大会(湯沢市)
10/24	郡議会事務局長会議
10/27	全国豪雪町村議長と国会議員等との懇談会(東京)
10/29	笹山代議士二十五周年記念パーティー(十文字)
10/31	生涯教育講演会(秋田)
11/7	叙勲祝賀会
11/15	新庄・最上広域圏と湯沢雄勝広域圏懇談会(新庄)
11/17	横手・住田線陳情
11/20	豪雪町村議長会総会(東京)
11/21	町村議長全国大会(東京)
11/24	広域議会
11/28	横手・住田線陳情(東京)
11/29	産業祭反省会
11/30	果議会百周年記念式典
12/6	増田警察署との懇談会
12/8	増田議会との懇談会
12/15	果議会正副会長会議
12/16	議会運営委員会
12/18	十一月定例会議
12/23	赤沢集会所竣工式
12/25	広域議会
12/27	椿川小竣工式
1/5	消防出初式
1/10	商工会講演会
1/11	農協懇談会
1/16	成瀬ダム建設促進大会(横手)